

学校滞在時間

2023. 3. 22

部活動の練習のために、生徒の下校時刻が教員の終業時刻を超えて、18時台に設定されている。例えば、教員の始業時刻は8時10分、終業時刻は16時40分とする。一方で、生徒の登校が完了する時刻も同じく8時10分、部活動を終えてからの下校時刻が18時30分とする。

結局のところ、終業時刻を過ぎてからは、教員が善意で無給のまま生徒の教育活動に時間を割いていることになる。顧客（生徒）の滞在時間が、従業員（教員）の就労時間よりも長く設定されている。根本的にあってはならないことが常態化している。それにもかかわらず、そうした時刻設定が、対外的な文書を含め様々な文書に明確に記載されている。あまりにも堂々と、矛盾した状況がまかり通っている。

下校時刻だけではない。そもそも子どもの登校完了時刻と教員の始業時刻が同じであることも問題である。子どもが登校を完了しているということは、それよりも前の時刻に子どもは学校に到着している。すなわち、教員もまた、子どもの登校完了前に業務を開始させていることは疑いようがない。子どもの登校完了前から教室に入り、授業等の準備をしつつ子どもを迎え入れている。

学校における子どもの生活は、朝と夕刻における教員の定時外の業務が前提となって組まれている。本来であれば、教員の始業から終業までの中に子どもの学校滞在時間が設けられるべきである。ところが、現在はその逆で、子どもの登校開始から下校完了までの中に、教員の始業、終業時刻が設けられている。

教員の定時に、子どもの学校滞在時間を収められないだろうか。この理想型に近づけようとする動きがある。岐阜県下呂市では、学校の働き方改革のために、2022年度から公立中学校6校で、生徒の下校時刻を教員の終業時刻に合わせて16時30分としている。ある中学校では、委員会活動の時間を削減する、運動会、卒業式の準備などを最小限にする、掃除は週4日を週2日に減らすなどの方法により、部活動の時間がすべて定時の中に収められている。

富山県朝日町も町全体で一斉に生徒の下校時刻を早めた。掃除、帰りの会、部活動の時間などを短縮し、これまで生徒の下校時刻が17時30分だったのを教員の終業時刻と同じ16時50分までに繰り上げた。

学校が抱えている膨大な業務量を考えると、これだけで長時間労働の状況が劇的に改善することにはならないであろう。時間を切り詰めて生徒を教員の定時に下校させたとして、授業準備や校務分掌、保護者対応など、様々な業務が残されている。生徒の下校時刻、すなわち教員の終業時刻と同時に、それらの各種業務が開始される。結局は、生徒がいなくなった学校の中で残業に黙々と従事することになる。

それでも前述の改革は、とても重要な意味をもつ。今までは、出退勤に関わる時間管理の意識が希薄だった。毎日、顧客の滞在時間が従業員の定時を超えている異常事態が、制度の面で正常化された。すぐさま長時間労働が改善されるわけではないとしても、労働の枠組みが整備されたことの意味は大きい。

日頃から先生方の長時間労働を何とかできないものかと考えてはいる。PTA専門委員会を減らした。一つ一つの校務分掌につき、その担当者を減らした。毎週水曜日を部活動なしの日にした。平日の部活動は2時間までとした。

だが、その一方で、朝早くから担任は教室で、学年主任や副担任は昇降口で生徒を出迎え声をかける態勢が、本校の生命線であることもよくわかっている。結局、毎日、先生方に感謝しながら生活している。「いつもありがとうございます」